第二十九条の七第五項第四号及び第五号を次のように改める。

四　前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ　前号イに掲げる世帯　十分の六

ロ　前号ロに掲げる世帯　十分の四

五　前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ　第三号イに掲げる世帯　十分の五

ロ　第三号ロに掲げる世帯　十分の三

第二十九条の七第五項第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等に係る特例）

第二十九条の七の二　世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項第四号中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号及び第六号イにおいて同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同項第六号ロ中「の額（」とあるのは「の額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における道府県民税の額に相当する額。地方税法」と、同号ホ中「課されない者」とあるのは「課されない者（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合において、市町村民税の所得割が課されないこととなる者を含む。）」と、「おいて同法」とあるのは「おいて地方税法」と、同号ヘ中「課されない者」とあるのは「課されない者（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の地方税法第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項に規定する総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合において、市町村民税の均等割が課されないこととなる者を含む。）」と、「おいて同法」とあるのは「おいて地方税法」と、同条第五項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合において計算した場合における市町村民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における道府県民税の額に相当する額。」と、同号ニ中「の額（同法」とあるのは「の額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の道府県民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の額に相当する額。地方税法」と、同号ホ中「課されない者（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における道府県民税の額に相当する額。地方税法」と、同号ヘ中「課されない者（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合において、市町村民税の所得割が課されないこととなる者を含む。）」と、「おいて同法」とあるのは「おいて地方税法」と、同号ト中「課されない者」とあるのは「課されない者（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の地方税法第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項に規定する総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合において、市町村民税の均等割が課されないこととなる者を含む。）」と、「おいて同法」とあるのは「おいて地方税法」と、同条第五項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合において計算した場合における市町村民税の課税標準である